

消費生活センターだより

No.67



ちえのわ

(2014年8月15日号)

【編集・発行】

清瀬市消費生活センター
運営委員会

【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター

【電話】042(495)6211

消費生活講座を開催しました！

東京市民法律事務所より岩重佳治弁護士をお招きし「奨学金制度で自己破産！？～返済に苦しむ若者たち」と題して7月5日（土）に消費生活講座を開催しました。岩重弁護士のお話は、とてもわかりやすく、国の奨学金制度について、丁寧に解説していただきました。

入学金や授業料が高騰する現在、奨学金は学生を経済的に支援するとても重要な制度ですが、卒業後に収入が思うように得られず、返済に苦労するケースもあるようです。

岩重弁護士は奨学金問題対策全国会議の事務局長として、奨学金制度の改革には、「給付型奨学金の導入と拡充」、「救済制度の充実」、「利息・延滞金の廃止」、「個人保証の禁止」、「学費の無償化」などが必要であると提言されています。

講座に参加された方の感想（抜粋）

- ・講座に参加する前は、奨学金を借りたのだから、必ず返済すべきだと考えていましたが、認識が変わりました。
- ・岩重弁護士のお話を伺い、奨学金を返済している方の現状に驚きを感じるとともに、現在の奨学金制度の問題点がよくわかりました。



夏休み親子消費生活講座

親子で作ろう！おいしい無添加ウィナー ～食品添加物ってなあに？

【開催日時】 平成26年8月29日（金） 午前10時から午後1時まで

【会場】 清瀬市消費生活センター3階 テスト兼調理室

【定員・対象】 30名（先着順）・小学生とその保護者を対象

【講師】 清瀬手づくりハムの会

【参加費】 一人500円

【持ち物】 エプロン、三角巾、フキン、筆記用具

【申込み】 8月1日（金）から8月26日（火）までの平日午前9時から午後5時の間に、参加費を添えて消費生活センター窓口にてお申込みください。
詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

保育
あります
（無料）





クーリング・オフ制度 正しく知っていますか？

クーリング・オフは「突然の訪問販売で不要な物を買ってしまった」、「エステの格安チケットを使って脱毛エステを受けたが、施術後に高額な契約を勧められ、断り切れずに契約してしまった」このような不意打ち的な取引で契約した場合に、一定期間であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。（平成25年2月21日からは訪問買い取りもクーリング・オフが出来るようになりました）

契約書を受け取った日を含めて、一定期間内にハガキ（簡易書留）で通知します。

宛先住所

○○株式会社
 代表取締役
 ○○○○殿

契約者住所
 氏名

氏名がわかれば記入します。

契約（申込み）年月日

・販売業者名
 ・販売員氏名
 ・販売業者住所・電話番号
 ・商品・役務・権利名

右記の契約を解除（申込みを撤回）します。
 ○年○月○日

両面をコピーして保管します。

クーリング・オフができない取引にご注意ください！

①店舗（固定的施設で一定期間以上にわたり、商品等を陳列して商品が自由に選択できる場所）に出向いて購入した場合 ②通信販売で購入した場合 ③自動車の販売やリース、3千円未満の現金取引、都市ガス、葬式など ④消耗品（化粧品、健康食品、配置薬など）で自ら使ってしまった分（10袋中の1袋分など販売されている最小の単位） その他、ご不明なときは、消費生活センターへご相談ください。

つぶやき （編集後記）

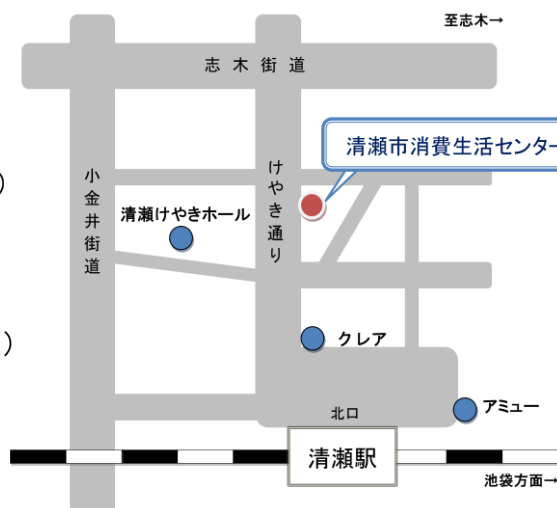
- （天下）人が人らしく居られる経済・社会システムであって欲しいと切に望みます。
 （高橋）今回の偽装食品事件に消費者の怒りの声の結集を！
 （福川）ストロンチュウムを避けるため、魚は骨を除き身だけを食べましょう。
 （松山）市内各所の直売所で新鮮な夏野菜が手に入り大満足。地場野菜の利用は、エコです。
 （山本）熱中症には24時間注意しましょう。

清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17
 【電話】042(495)6211
 【FAX】042(495)6221
 【開館時間】午前9時～午後10時（月～土曜日）

消費生活相談

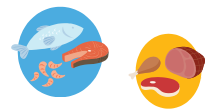
【相談専用電話】042(495)6212
 【相談時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
 午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
 ※「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。
 ご希望の方はご連絡下さい。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。



食品に含まれる放射性物質について



原発事故から丸3年が過ぎ、世間では食品に含まれる放射性物質に関する話題がほとんど聞かれなくなりました。「そんなこと気にしていたら食べるものがなくなる。」という人がいますが、せめて子供たちだけでも危険の少ない食品を食べさせる努力は怠ってはならないと思います。

市内にある私の家庭菜園では、2011年5月の時点、地表で空間線量が $0.16\mu\text{Sv/h}$ でした。その表土を5センチから10センチほど削って測定すると半分の $0.08\mu\text{Sv/h}$ に下がりました。それでも1年間に1ミリSv近くなります。

2013年2月には専門の検査機関に白菜、ネギ、土壌、の3検体を持ち込んで測定してもらいました。結果は野菜2検体ではヨウ素131、セシウム134、セシウム137いずれも不検出、土はセシウム合計17ベクレル/kgでした。検査機器は検出限界3から5ベクレルのヨウ化ナトリウムシンチレーションカウンタです。事故当初は家庭菜園を止めようかと思っていましたが、検査結果と60歳以上という自分の年齢も鑑みて、菜園は続けることにしました。ただし、収穫した野菜を他人に差し上げる場合は検査結果を告げることにしています。

業者によっては放射能検査の結果を公表しているところもかなりあります。消費者が常に厳しくベクレルフリーの食品を追及するようになれば、業界側もより真剣に検査値が低い食品を扱うようになるでしょう。

消費者が気にしなくなればいいかげんになっていくのは必定です。一人ひとりの消費者は非力かもしれませんが、皆の意識が高くなればどんどん改善していくと思います。(編集委員:F)



「振り込め詐欺」被害防止の「とばっちり」

他人の息子や娘になりすまし、高齢者から高額のお金をだまし取る「振り込め詐欺」は一向に減るどころか、逆に増えているという許しがたい状況が続いています。

被害者が犯人に何千万円もの大金を渡す前に、なぜ電話で息子に確認しないのか不思議ですが、事件が報道されるたびに、大金を渡してしまった後、騙されたことを知ったときのショックは計り知れないだろうと胸が痛みます。

警察によると、清瀬市だけでも被害額は一億円を超えているとのことです。

先日、穏やかな友人が珍しく興奮して電話をしてきました。ある銀行で数百万円のお金をおろそうとしたが使用目的を伝えなかったので、お金を渡してくれなかったようです。

そのうちに銀行から通報があったらしく、警官が三人も次々とやって来て、使用目的は何かとしつこく聞かれたそうです。「個人情報について、なぜ答えなければならないのか！」と随分抵抗したようですが、結局らちが明かず、今にも詐欺に引っかかるばかりの人扱いに、ほとほと困り果て、恐ろしくなってきたと言っていました。

さらには、そんなやりとりの間に、もう一人の警官が友人の家の近所を聞き回っていたようで、帰宅した途端に近所の人を急いでやって来て、警察から、友人が最近詐欺に引っかかったような様子はなかったか聞かれたそうです。

「自分のお金なのに自由におろすことも出来ないのか。私、そんなに騙されやすい人間に見えたのかしら？これからはお金をおろす時は、ATMで何回かに分けておろすしかないわね」と嘆いていましたが、悪質な詐欺被害が増えて、面倒な世の中になったことに私も悲しくなりました。(編集委員:H)



健康食品・サプリメント・トクホについて

新聞、雑誌やテレビで、サプリメントや健康食品などの広告を見ない日はありません。サプリメントは錠剤やカプセルなどのものが多く、成分が濃縮されていますが、薬ではありません。また、いわゆる健康食品も法律上の定義がなく、身体に良い、健康になると、薬と同じ様に考えるのは誤りです。

特定保健用食品(トクホ)であると宣伝する飲料等の広告もたくさん目にします。トクホは、消費者庁長官の許可を受けており、効果についての記載や表現が可能な食品ですが、病気の治療効果は期待できません。6月24日現在、1,106品目の許可があります。「お腹の調子を整える」「コレステロール高めの方に適する」「食後の血糖値の上昇を緩やかにする」などの表示全9項目があります。

健康食品による健康被害や、送りつけ商法などにも注意する必要があります。6月13日、消費者庁は、痩身薬を販売した会社に対し、痩身効果に関する表示が景品表示法に違反する行為(表示を裏付ける合理的根拠が示されず、優良誤認に該当)だとしました。食べる量を制限しないで、飲むだけで痩せる等々の広告が問題だとされましたが、この一社だけのことでしょうか？

平成26年度中に、食品の機能表示が変更されます。企業等の責任において科学的根拠を基に機能性を表示することが、健康の維持・増進の範囲に限って、届け出のみ・審査なしで可能になります。現行のトクホ、栄養機能食品(国が定めた栄養成分の規格基準に一つでも適合していれば製造業者等が各々の責任で表示可能)の他に、新たな分野が出来るわけです。アルコール以外の全食品が対象となります。詳細は、これから決まりますが、消費者はますます表示を読み解く力が必要になります。(編集委員:M)

保 健 機 能 食 品		一 般 食 品 (健康食品・サプリメント含む)
許可なし	個別の許可あり	
栄養機能食品	特定保健用食品(トクホ)	

「だまし」の犯罪被害を防ぐためには



消費者の中でも特に高齢者を複雑且つ高度化した「だましの商法」で狙う、悪徳商法が増加しています。また、家族が窮地にあることを装い、あるいは還付金を受け取りできると偽って、高額な金額を振り込ませる「振り込め詐欺」は、高齢者をだまして金品を奪い取る悪質な犯罪です。警察を中心に公益機関も被害を防ぐため、啓発に努めていますが、被害は増える一方です。

「振り込め詐欺」は電話で行われることが多く、家族を騙る相手からの電話に高齢者は動揺し、落ち着いた対応が出来ずに騙されてしまうようです。このような場合は、電話の相手が家族だと思っても、必ず電話をかけ直してください。普段から息子(娘)さんと連絡を密にし、携帯電話や会社の電話番号を確認しておきましょう。

振り込め詐欺の手口は多様化しています。会社の上司や同僚、友達あるいは役所や警察などを装う電話にも注意してください。

「振り込め詐欺」以外にも、多くの消費者被害が発生しています。対応に迷った時には消費生活センター消費生活相談をご利用ください。

(編集委員:Y)